

制定：平成26年1月15日市長決裁
改訂：平成27年1月23日市長決裁
平成27年9月24日農水商工局長決裁
平成28年11月1日農水局長決裁
平成29年3月17日市長決裁
令和2年（2020年）1月8日農地整備課長決裁
令和2年（2020年）4月20日農水局長決裁
令和6年（2024年）3月27日農水局長決裁

熊本市電子納品運用ガイドライン（案）

【農業土木編】

令和6年（2024年）4月

熊本市

【関係部署】

農水局農政部農地整備課

農水局農政部北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室・基盤整備課、
西南部農業振興センター基盤整備課

1. 総則

1.1 目的

熊本市電子納品運用ガイドライン(案)【農業土木編】(以下、本ガイドライン)は、熊本市が平成26年4月1日以降実施の委託業務、工事における電子納品に対応するために、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

本ガイドラインは、農林水産省の定めた電子納品要領(案)及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)を準拠し実施するが、一部要領・基準類に依らない熊本市独自の運用についてまとめたものである。また、本ガイドラインは要領・基準類の改訂等にあわせて適宜、見直していくものである。

(1) 要領・基準

電子成果品の作成方法について、形式や仕様等を定めたもの

例→ 工事完成図書の電子納品要領(案)・電子化図面データの作成要領(案)等

(2) ガイドライン

電子納品の運用について、手順や手段等を示したもの

例→ 電子納品運用ガイドライン(案)等

(3) 電子納品

「電子納品」を以下のとおり定義する。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、本ガイドライン及び各要領・基準(案)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。

電子納品に関する問い合わせ先は、以下のとおりである

熊本市電子納品運用に関する問い合わせ先

熊本市 農水局 農政部農地整備課 計画班

TEL : 096-328-2953

メール : nouchiseibi@city.kumamoto.lg.jp

1.1.1 電子納品の対象

電子納品は原則として下記※1 を除くもの以外全てすべての事業を対象とする。

なお、対象除外事業については、従来どおり紙ベースの納品となる。

※1：1.1.2 電子納品対象外業務 及び 1.1.3 電子納品対象外工事

1.1.2 電子納品対象外業務

原則対象外業務

- ・道路パトロール日誌、現場業務委託など、確認押印が必要なため紙で提出するもの。
- ・マイクロフィルム化等の委託で、電子とは別の形の納品を求めるもの。
- ・既存データベースにデータ入力するような作業のみの委託。
- ・データベース等のアプリケーション作成委託など、独立したパソコン上で稼動し、メンテナンスなども別途行うもの。
- ・入札に関連するものや各種調査等で、結果を部外に公開することが不適切と判断される、データが含まれるもの。

例

業務名称
建物等補償調査
水門の保安・保守・点検委託
ダム設備の保安・保守・点検委託
官公庁への工事委託・管理委託
管理組合・各種協議会・指定管理者への管理委託
現場技術業務委託
積算業務委託
申請書関係協議書作成委託
道路維持修繕業務委託
除草委託
清掃委託
除雪委託
街路樹等の植栽管理
発注者支援業務委託
〔積算、技術審査（総合評価）業務委託〕など

※注意事項

- ・受注者が希望すれば電子納品を行うこととする。(本ガイドラインに即した電子納品が可能な場合)。また、電子納品を行った場合は、電子納品保管管理システムへの登録対象とする。
- ・電子納品の対象外業務とした場合、従来と同様の納品を行うこと。

1.1.3 電子納品対象外工事

- ・下記電子納品対象外条件一覧表に示す条件を満たす場合、電子納品対象外工事とする。
 - ・一つの現場に複数の工種がある場合、一部を対象外工事とはしない。
 - ・部品交換など、将来メンテナンスなどで図面が必要となる可能性がある場合は電子納品とする。

・電子納品対象外条件一覧表

工種	工事概要	除外対象とする条件
共通	緊急を要する工事	崩土の取除き工事、特に緊急を要する応急工事
	構造物の撤去に係る工事 (仮施設を含む)	施設撤去後、施工箇所前後の断面と同じ構造となり、新たな施設が作られない場合。
	仮施設を設置する工事	工事のための仮施設で工事目的物の完成後、撤去するもののうち、撤去時の資料として後日の利活用が見込めないもの。 ※仮設物を埋設残存処理するような場合は電子納品とする。
	応急の工事	土のう積みなど一時的な処置のために行う工事で、後日の本格工事で応急工事のデータを使う必要がないもの。
	測量精度が作業規程の基準に満たない工事	ポール測量や既存住宅地図利用など簡易な測量で作図発注している工事
	修繕、原形復旧に関する工事	元図が残っており、それを利活用して発注したもので、形状、構造に変更がないもの
	現場塗装に関する工事	既設データが電子化（橋梁補修履歴等）されて残っておりデータを残す必要がないもの ※仮設状況などデータが必要となる可能性があれば電子納品とすること。
	小規模工事	建設工事のうち予定価格が250万円を超えないもの。
河川関係	浚渫工、河川掘削に関する工事	正規断面を確保するための工事で、計画図面がある場合。又は河川計画が定められていない箇所で、工事を実施する場合。
	浚渫土処理を行う工事(埋立工事)	埋立てなど土工のみの工事で最終完成図が存在する場合
道路関係	区画線を設置する工事	場所の特定が困難なもの。
	舗装補修・修繕に関する工事	構造物の設置、ドレンパイプの位置など、次回工事で確認する要素が含まれない一般的な舗装補修・修繕の工事。
	施設の維持に関する工事	照明灯などの部品交換のみの工事
港湾	河川関係に準じる	

※注意事項

- 受注者が希望すれば電子納品を行うこととする。（本ガイドラインに即した電子納品が可能な場合）。また、電子納品を行った場合は、電子納品保管管理システムへの登録対象とする。
- 電子納品の対象外工事とした場合、従来と同様の納品を行うこと。
- 対象外とした工事についても、CADで作成された完成図や施工写真については、電子納品を積極的に行うこと。ただし、この場合、本ガイドラインに即した電子納品でなくてもよいが、図面の形式はSFC形式とし、電子媒体への表記は本ガイドライン「1.2.14 電子媒体の表記規則」のとおりとする。

1.1.5 電子化が困難な資料の取り扱い

電子化が難しい書類は具体的には下記のとおりとする。

- ・手書きパース図
- ・CG 動画図
- ・解析結果（大量データ）
- ・A3 より大きな図面等（紙でしか入手、作成できないもの）
- ・カタログ
- ・見本
- ・ミルシート等

上記のうち、電子データとして成果を残しておくことが重要で、かつスキャナなどにより一部電子化が可能なものに関しては、受発注者間で協議の上、資料の一部として取扱い、協議したフォルダに格納する。ただし、鑑（かがみ）については、書類確認の効率化のため電子化して納品する。

(7) CAD 図面の作成例

発注図・変更図・完成図の定義・作成要領については以下のとおり。

1) 発注図：表1-5-7に示すレイヤ等で作図された設計図面に、表1-6-8に示すレイヤ等で施工範囲を示す着色を行った図面。

2) 変更図：発注図面を基に、変更があった部分を変更後の形で表示するとともに、表1-6-8で示すレイヤ等で、施工範囲や変更部分を示す着色等を行った図面。（変更設計図）

3) 完成図：最終設計図面を基に作成する図面である。寸法は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すこと。（電子納品対象物）

※出来形図：最終設計図面を基に、現場で施工された寸法等を記載し、設計値と実際の仕上がり寸法との比較を行ったもの。電子納品対象外であり、手書き等による対応も可能。

※上記1) および2) については電子納品の対象ではないものの、受発注者との協議により納品対象物となることもある。

1.2.11 報告書（オリジナルファイル）

最終成果品に格納されるオリジナルファイルは、受発注者の協議において同意されたデータ形式であること。また、電子成果品は、提出された紙媒体と内容の相違が無いこと。

【解説】

将来利活用することが目的であるため、単に受注者の様々なソフトウェアのデータ形式を許容するのではなく、発注者も編集できるデータ形式とする。（ただし、発注者の一方的な取り決めはしないこと）

1.2.12 測量成果及び地質・土質調査成果（ボーリングデータ類）

農林水産省の各電子納品要領（案）に準拠することを基本とし、これによりがたい場合は受発注者間で協議し、別途対処を行うこと。

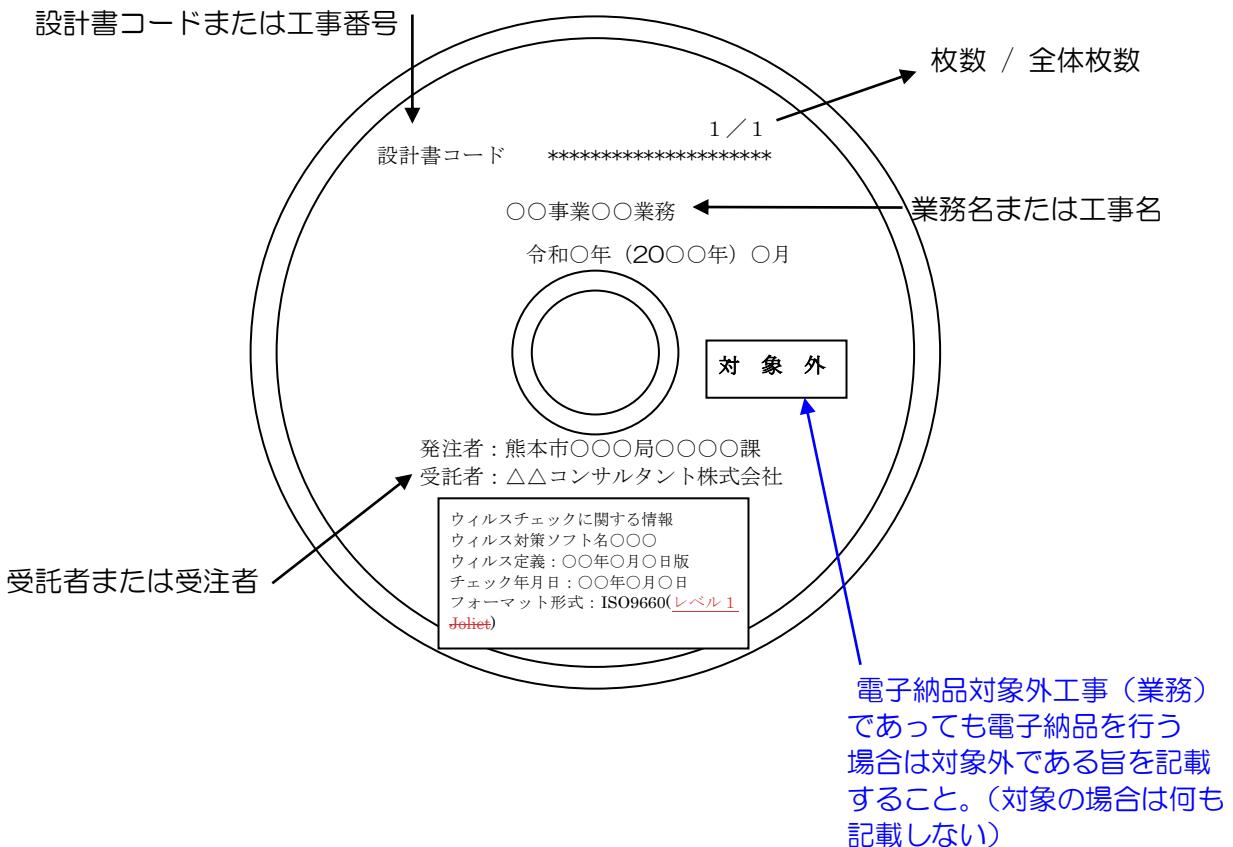
1.2.13 電子媒体について

- ・ 成果品の電子納品において、納品に使用する媒体は、以下の各項目に従うものとする。
- ・ CD-R を使用する場合は、ISO9660 フォーマット（レベル1 Joliet）を標準とする。
- ・ DVD-R を使用する場合のフォーマットは UDF (UDF Bridge) とする。
- ・ 基本的に 1 枚の電子媒体 (CD-R・DVD-R) に格納する。
- ・ 複数枚の電子媒体に格納する場合には、各電子納品要領の「媒体が複数に渡る場合の処置」に従うこととする。
- ・ 電子納品作成支援ソフトには、専用ビューア（プログラム）を同梱させるものがあるが、本市の運用では、専用ビューアの添付は必要ない。本市で所有するシステムへの登録時に不具合を発生させる恐れがあるため、添付しないこととする。
- ・ 電子媒体は、品質に信頼性のある製品を使用することとする。

1.2.14 電子媒体の表記規則

委託業務・工事における電子媒体の表記規則は以下のとおりとする。なお、このラベルは「直接印刷」か「油性フェルトペン」で表記することとし、シールタイプのものは使用しないこと。

- 設計書コードまたは工事番号
「設計書コード」または「工事番号」を記載する。(半角英数字21桁)
- 業務名称または工事名称
「業務名」または「工事名」を記載する。
【記載例】
○○事業○○業務 または ○○地区○○工事
- 作成年月
業務完了時の年月を記載する。
- 何枚目／全体枚数
全体枚数の何枚目であるかを記載する。
- 発注者名
発注者の正式名称を記載する。発注機関所属名の前に「熊本市」と明記する。
- 受託者名（受注者名）
受託者または受注者名の正式名称を記載する。
- ウィルスチェックに関する情報
以下の内容を記載する。
 - ◆ ウィルスチェックソフト名
 - ◆ ウィルス定義年月日またはパターンファイル名
 - ◆ ウィルスチェックソフトによるチェックを行った年月日
- フォーマット形式
フォーマット形式を記載する。(CD-RとDVD-Rとでは異なるため注意する)
※ただし、電子媒体を収納するプラスチックケース背表紙への表記は任意とする。



2.電子成果品

2.1 電子成果品提出までの流れ

発注準備（データ貸与）からデータ作成、電子成果品作成、成果品チェック、成果品の2次活用（保管管理）にいたる電子成果品提出の流れは以下のとおりである。

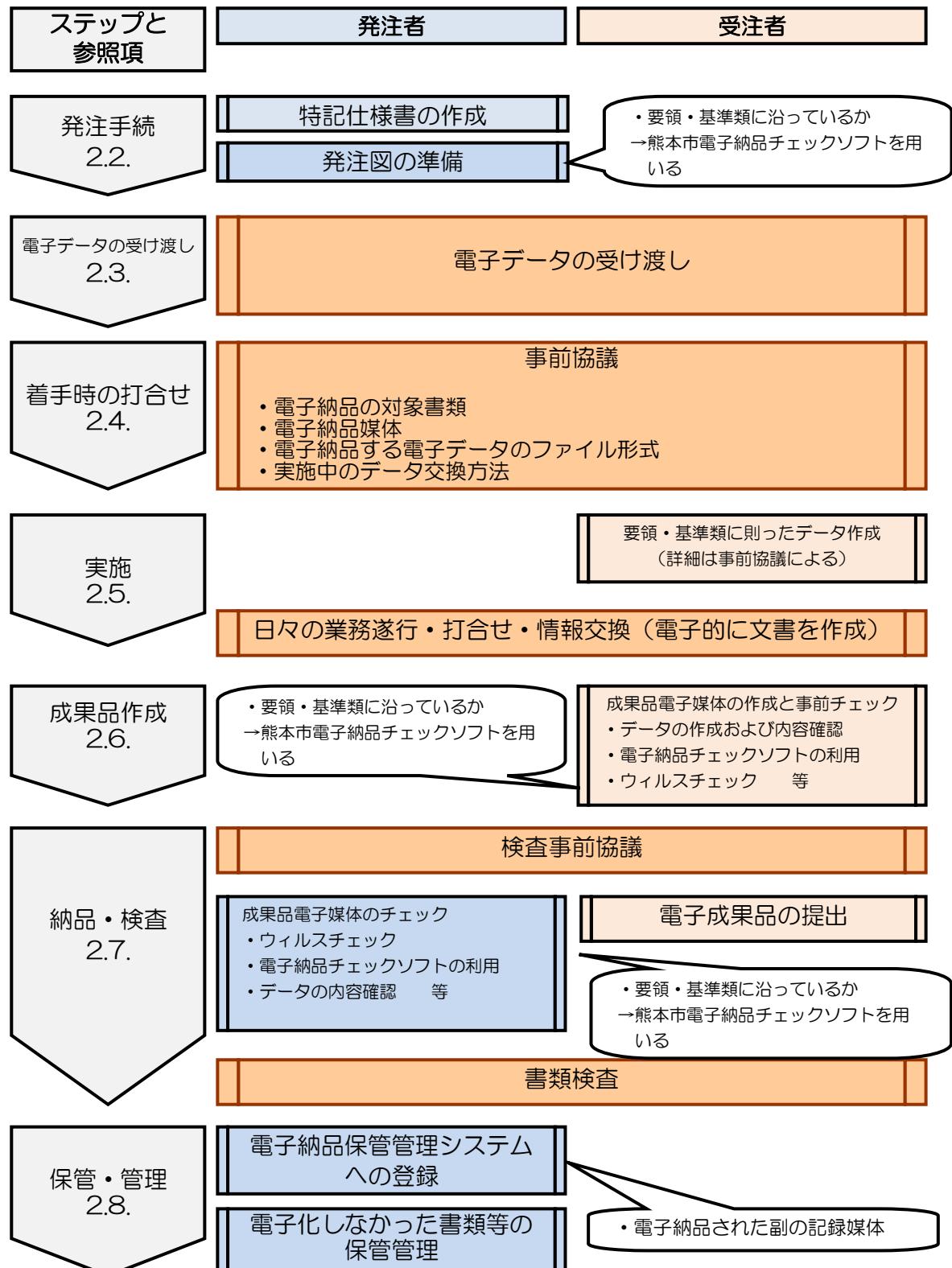


図 2-1 電子納品の流れ

(5)工事完成図書における電子納品の構成

工事完成図書として納品される電子成果品の構成は以下のとおりとし、各フォルダには、電子成果品として発注者に引き渡すものを格納する。

表 2-5 工事完成図書における対象資料と格納場所（工事 1/2）

フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式	
DRAWINGS 発注図フォルダ 契約関係に関する電子成果品を格納する。	<ul style="list-style-type: none"> 図面管理ファイル DTD 発注図・変更図CADデータ 	 DRAWINGS.XML (図面管理ファイル)	 DRAW03.DTD	 SFCファイル (発注図等)
	SPEC 特記仕様書オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書等 	 (オリジナルファイル)	
MEET 打合せ簿フォルダ 工事打合せ簿等に関する電子成果品を格納する。	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ簿管理ファイル DTD 	 MEET.XML (打合せ簿管理ファイル)	 MEET03.DTD	
	ORG 打合せ簿オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> 打合せ簿 管理資料 等 	 (オリジナルファイル)	
PLAN 施工計画書フォルダ 施工計画書に関する電子成果品を格納する。	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書管理ファイル 	 PLAN.XML (施工計画書ファイル)	 PLAN03.DTD	
	ORG 施工計画書オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書 	 (オリジナルファイル)	
DRAWINGF 完成図フォルダ 完成図に関する電子成果品を格納する。	<ul style="list-style-type: none"> 図面管理ファイル DTD 完成図CADデータ 	 DRAWINGF.XML (図面管理ファイル)	 DRAW03.DTD	 SFCファイル (完成図)
	ORG 完成図オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> 完成図オリジナルCADデータ 	 (オリジナルファイル)	

表 2-6 工事完成図書における対象資料と格納場所（工事 2/2）

フォルダ	サブフォルダ	格納する電子成果品	ファイル形式
 PHOTO 写真に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> ● 写真管理ファイル ● DTD 	  PHOTO.XML PHOTO03.DTD (写真管理ファイル)
	 PIC 写真フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 写真ファイル 	 JPEGファイル(デジタル写真)
	 DRA 参考図フォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 参考図ファイル 	 JPEGまたはTIFFファイル(参考図)
 OTHRS その他に関する電子成果品を格納する。		<ul style="list-style-type: none"> ● その他管理ファイル ● DTD 	 OTHRS.XML (その他管理ファイル)
	 ORGnnn その他オリジナルファイルフォルダ	<ul style="list-style-type: none"> ● その他データ 	 (オリジナルファイル)
 I-CON i-Constructionデータフォルダ i-Constructionに関する電子成果品を格納する。			格納データは関連要領等を参照してください。

※電子納品対象書類と保管するフォルダについては、本ガイドライン【資料編】別紙6「土木工事における電子納品書類等チェックリスト」に記載しているので確認すること。

※電子納品対象データがない場合は i-Construction データフォルダを作成する必要はありません。

※「i-Construction データフォルダ」の格納データは「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（国土交通省）」など関連要領等を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

詳細は、農林水産省電子化図面データの作成要領（案）に準拠すること。

- 図面サイズ

図面サイズは、原則「A1 横」を基本とする。

(9) CAD データの確認

作成した CAD データは、OCF 検定に合格したソフトウェア³により確認する。変換によるデータ欠落や表現の違いが生じないよう、目視確認を行い、図面として正しく表示・印刷等が可能であることを確認すること。

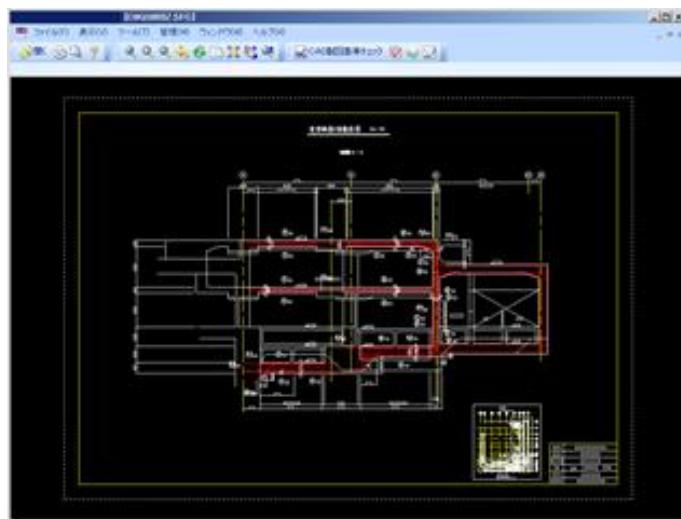


図 2-2 CAD データ (SFC ファイル) の OCF 検定認証ソフトウェアによる表示例

(10) 写真データの作成

受注者は、デジタルカメラにより現場写真等を撮影し、データを提出する。

写真を高画素⁴で撮影すると、1枚当たりのデータ容量が大きくなり、提出媒体が複数枚になるとともに、閲覧性も悪くなるため、デジタルカメラの有効画素数は、以下を目安に設定・撮影すること。

- 100～150 万画素（最適なピクセルサイズとしては（1280×960））

参考図の取扱いは、農林水産省電子化写真データの作成要領（案）に準拠すること。

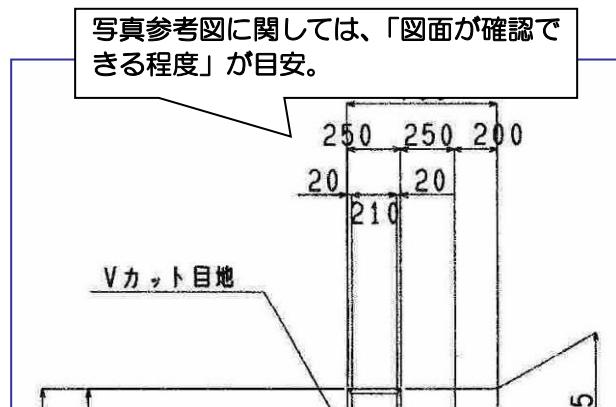
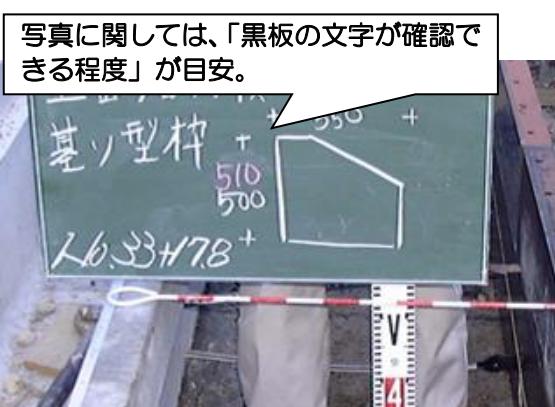


図 2-3 写真画質の目安イメージ

³ OCF 検定認証ソフトウェア一覧 OCF オープン CAD フォーマット評議会
http://www.ocf.or.jp/kentei/soft_ichiran.shtml

⁴ 100 万画素／枚＝200KB 程度：CD-R1 枚に格納できる目安＝650MB＝3300 枚程度、130 万画素／枚＝350KB 程度：CD-R1 枚に格納できる目安＝650MB＝1900 枚程度、200 万画素／枚＝800KB 程度：CD-R 1 枚に格納できる目安＝650MB＝800 枚程度

| (アップデート) したものを利用すること。

2.6 納品・検査

発注者は、受注者から納品された電子成果品を確認する。

電子成果品は、利活用する際の要求事項を満たしていることが必要となる。

電子納品成果品の確認項目は以下のとおりとする。

手順	確認項目	確認内容	適合基準
1	外観の確認	目視による電子媒体の破損、ラベル記述を確認	<ul style="list-style-type: none">電子媒体に傷が無く正常にデータが読み取れること記載内容が正しいこと
2	ウィルス感染の有無	ウィルス対策ソフトにてチェック	<ul style="list-style-type: none">ウィルスに感染していないこと
3	電子成果品のデータチェック	チェック閲覧ソフト ⁸ へ取込む	<ul style="list-style-type: none">チェック閲覧ソフトへ正常に取めることエラーが表示されないこと
4	電子成果品内容の確認	各資料の分類・整理及び内容を確認	<ul style="list-style-type: none">正しく作成・分類されていること
5	CAD データ（SFC ファイル）確認	SFC ファイルを閲覧し確認	<ul style="list-style-type: none">SXF ブラウザにて正常に閲覧・印刷ができること

2.6.1 外観の確認

目視による電子媒体の破損、ラベル記述を確認する。

成果品記載内容が正しいこと。電子媒体に傷が無く正常にデータが読み取れることをチェックする。電子媒体表面に記述する情報の種類とレイアウトは、【1.2.14 電子媒体の表記規則】を参照すること。

2.6.2 ウィルス感染の有無

- ウィルス対策ソフトを使用してチェックする。
- 受注者より電子成果品を受け取った時点でウィルスチェックを行うこと。
- ウィルス定義は、常に最新のバージョンに更新すること。
- ウィルスチェックは、「熊本市情報セキュリティ基本方針」に基づき行うこと。

2.6.3 電子成果品のデータチェック

- 発注者にて用意したチェック閲覧ソフトへ成果品を取り込む。
- チェックの結果、エラーがないことを確認する。

2.6.4 電子成果品の内容の確認

発注者は、電子成果品の内容を確認する。確認事項は以下のとおりとする。

- 納品資料が正しく分類・整理されていること
資料を検索する際に必要となる管理情報（XML）、及びフォルダ・ファイル名称が要領・基準類に基づき正しく分類・整理されていることを確認する。
- 判読可能な情報であること
データが判読可能な情報であることを確認する。
- 内容が正しいこと
図面、写真、及び各種資料のデータをチェック閲覧ソフトで閲覧し、内容が正しいことを確認する。

2.6.5 成果品の検査

- 効率的に検査を行うため、電子媒体と紙媒体を併用して検査をおこなう。
- 工事写真は、ダイジェスト版にて一連の施工状況を確認し、ダイジェスト版に含まれない写真の確認については原則電子データにて行うこととする。

⁸ チェック閲覧ソフト：CS-GV 熊本市版。

- 電子検査に必要なパソコンについては原則受注者が準備することとする。また、現場での検査においては、必要に応じて電子成果物の内容確認を行うことから、検査前に受注者側のパソコンにデータを取り込み、閲覧準備を行うこと。
- 受注者にてパソコンの準備ができない場合は、別途協議する。

2.7 提出・保管

受注者は完成検査終了後、最終版の電子媒体を速やかに発注者へ提出すること。

なお、提出部数は「1.4 電子納品部数」および、「1.5 紙媒体部数」を基本とするが、その他必要部数があれば事前協議で決定する。

(提出された電子媒体の取り扱い)

電子媒体の提出部数（2部）の内訳は、発注者用1部、技術管理課提出用1部とし、技術管理課への提出は発注者が行う。

【改訂履歴】

- H26.1 熊本市電子納品ガイドライン（案）【農業土木編】策定。
- H27.4 運用を効率化させるため、内容を一部改訂。
- H27.9 組織改変に併せて部署名・コード表等軽微な修正。
- H28.11 組織改変に併せて部署名・コード表等軽微な修正。
- H29.4 試行期間の延伸等変更。
- R2.1 組織改編に伴い発注機関名称及び所属コードの修正等軽微な修正。
- R2.4 電子納品の本格運用に伴う修正。
- R6.4 工事完成図書のフォルダ構成に「ICON」フォルダを追加、その他軽微な修正。